

粟田口仮療病院開業式の再検討

八 木 聖 弥

京都府立医科大学医学部医学科人文・社会科学教室

抄録

本学の前身京都療病院は、粟田口青蓮院に置かれた仮療病院を嚆矢とする。寺院の一角を借り受けたものであったが、診療はもちろん入院も可能であった。開業間もなく解剖所も付設された。内容としては本格的な病院・医学校の始まりといえよう。明治5年(1872)11月1日、山内の宸殿で開業式がおこなわれたことは、院史を語るうえで欠かすことのできない事項である。しかし、存外その実態については看過されていることが多い。たとえば、病院の正門はどこであったかという基本的なことさえ、まったく顧みられることがなかった。本稿では新資料も視野に入れながら、仮療病院の開業式をめぐる諸問題について再検討する。

はじめに

明治維新直後、京都に近代医学を導入しようとした明石博高は、府に対して外国人医師を招いて病院を設置するよう働きかけた。資金難を理由に難色を示していた府は、明石が多く寺院の協力を取り付けたことを知り、ついに療病院建営の告諭を出した。明治4年(1871)10月のことである。11月10日、府は明石に療病院掛兼務を命じ、高田派別院(河原町通二条上ル)に創立事務所を設けて募金を本格化させた。12月18日には種痘館医員総長の前田利匡を大阪の貿易商レーマン・ハルトマン社に派遣して、ドイツ人医師の招聘を図った。カール・レーマンが府の条件に合致するとして選んだのがヨンケル(Junker von Langegg)であった。

ヨンケルは翌年8月25日、大阪に到着し、さらに京都の木屋町通二条下ルの宿舎に到着したのは9月7日のことであった。明石はあらかじめ選んだ医務取締の中から年配者24名に命じて、翌日から14日までの12日間、2名ずつ昼夜交替24時間体制でヨンケルの世話をさせた。そして、9月15日からヨンケルによる診察が始まった。日曜日を除いて毎日午前9時から正午までおこなわれた。12日に選んだ「当直医」を

補助に付けている。「当直」とは日中の勤務のことをいう。

この間、栗田口青蓮院では着々と病院施設としての準備が進められていた。10月17日、ようやく仮療病院が出来上がった。22日からは宿舎での新患診察は中止し、25日からは新旧ともに患者の診察を中止して引っ越し作業を優先させている。この日、11月1日に療病院を開業する旨を正院および大蔵省に報告した。合わせて諸方に全16条からなる開業当日の次第を公布した(『京都府布令書』京都府立京都学・歴彩館蔵)。

栗田口の地を選んだのは、解剖所との関連からであろう。同4年10月19日、明石は府に対して「医理研究習学」のために解剖所の設置を建議したが、場所を特定しなかったため一旦却下された。そこで同月25日、改めて場所を栗田口刑場背後にあった黒谷焼場跡地を選定して、これが認められた。翌年2月19日竣工している(八木聖弥「栗田口解剖所をめぐる諸問題」『啓迪』第31号、2017年3月)。最初の建議は仮療病院竣工の2日後であり、急遽設置場所を選定したかのように見える。しかし、移転作業であわただしい中、わずか1週間たらずで一から選定をおこなったとは思われない。当時の状況からすれば、解剖所を設置する場所はきわめて限定される。おそらく明石の考えでは、解剖所の場所を念頭に置いたうえで療病院の場所を栗田口青蓮院に決めたのであろう。なお、はじめてここで人体解剖がなされたのは、およそ1年後のことであった。

『京都新報』と仮療病院開業式

かくして11月1日、青蓮院で仮療病院の開業式がとりおこなわれた。その様子は『京都療病院新聞』第1号にくわしく記述されており、諸書に引かれるところである。一方、客観的資料として『京都新報』があることは、すでに川井銀之助氏らが指摘している(京都府立医科大学創立八十周年記念事業委員会編『京都府立医科大学八十年史』同会、1955年)。しかし、11月11日付(第23号)の挿図を掲載して検討を加えているものの、有益な情報を含むと思われる記事については、あまり触れていない。また、掲載号すべてに言及しているわけでもない。引用注には個人の所蔵であることを明らかにするのみで、今となっては所在不明である。当該号は京都府立京都学・歴彩館はじめ公共施設での所蔵も確認できず(樋口摩彌「明治前期の京都新聞史に関する基礎研究—新聞・雑誌の所蔵調査に基づいて—」『書物・出版と社会変容』第17号、2014年10月。同「明治前期の京都における新聞・雑誌の印刷所の実態」『書物・出版と社会

変容』第18号、2015年3月)、久しく原資料に当たることがかなわなかった。ところが、このほど筆者は運よくこれをまとめて入手することができたので、ここに紹介するとともに川井氏の所説についても再検討することにしたい。

『京都新報』は同5年(1872)9月26日、村上勘兵衛によって創刊された。木版一枚刷りの隔日刊であった(同年10月17日付以降は京都博聞社の刊行となる)。現在のところ、同7年(1874)の第21号までが確認されている(毎年第1号から始まる)。本紙前後に同名の新聞が発行されているが、他社によるもので無関係である。

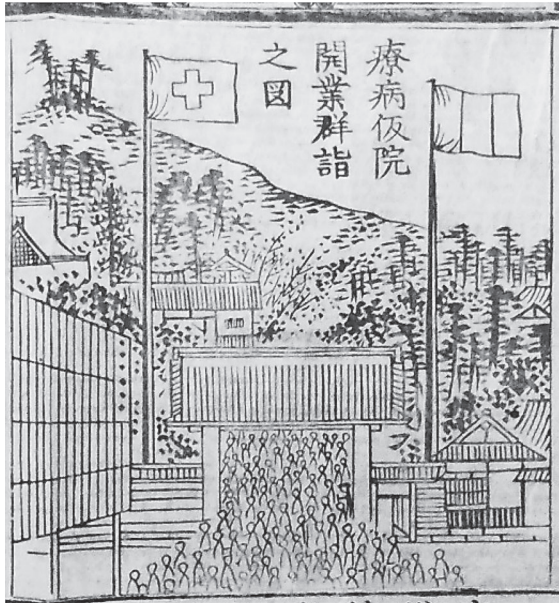
まず10月25日付(第15号)では、京都府知事長谷信篤による「京都療病院開業ノ御布告」と京都療病院による「療病院開業当日ノ次第」を全文載せた。いずれも『京都府布令書』によるものであり、既知の資料なのでここでは省略する。ついで10月29日付(第17号)には、開業式の予告を載せる。

○来ル十一月朔日、京都療病院御開業ノ祝賀トシテ、当日洛東知恩院ニ於テ歌舞ヲ催シ、八坂新地同下河原ノ妓女コレヲ奏ス。右ハ三井三郎助・小野善助兩人ノ催ス処、又同所ニテ能狂言ヲ興行ス。右ハ嶋田八郎右衛門・下村正太郎ノ兩人催シナリ。何レモ府庁ノ許可ヲ得テ祝催スル所ナリ。猶其日ノ賑ハイ等ハ後日発兌スベシ

開業式に際して歌舞音曲が催されたことは、『京都療病院新聞』第1号によって知るところである。演目や出演者は既知であったが、ここではその主催者が明記されている。4名いずれも言わずと知れた豪商であり、同3年(1870)正月、物産引立会所の用掛をつとめ、翌年の勸業場開設に尽力した(田中緑紅『なつかしい京都』京を語る会、1958年)。ここでは芸妓や能役者を招いて、祝宴に華を添えた。

続いて11月11日付(第23号)では、【療病仮院開業群詣之図】と【知恩院台所門ノ傍ヨリ栗田エ切通シ新道畧図】を載せ、開業式当日およびその直前の様子を詳報した。記事では、

○本月朔日快晴ノ天、未ダ小春ノ節、蒼天浮雲ナク玲瓏タルニ、彼ノ療病院開業ノ式、第十五号ニ出セル如クニテ、三条通栗田ノ辺リハ当日出頭ノ寺院或ハ組々ノ医師等最寄々々ニ下宿ヲ構、夫々ノ票号ヲ出シ、療病院入口門前ニハ「ホラフ」ヲ建テ、兼テ献金ノ名録ヲ記セシ札ヲ掲ケ、島原八坂新地、其他ノ遊女芸妓等相踵テ、今日ノ結構ヲ拝見ニ来ル事蛾眉艶態粧ハサル無ク、羅衣紅裙飾ラサルナシ。吉野龍田ノ光景ヲ一時ニ見ツル心地シテ、見物ノ雑沓之カ為ニ蝟集シ、其行ク所



『京都新報』明治5年11月11日付(第23号)

烟莖天ヲ霞ム。三井・小野・島田・下村ノ四家ヨリ催ス所ノ猿楽歌舞ノ演場モ亦群集云ン方ナシ。道スカラ往来暁第五字ヨリ夜十字、後ニ至テ賑ハヒタリ。爰ニ又今般療病院ノ西門ヨリ知恩院山内へ新道ヲ開カレ、本日ヨリ往還トナリタリ。是迄ハ知恩院ヨリ粟田へ至ル順路、甚タ迂遠ニシテ往来困惑ノ思ヒヲナセシカ、右半丁ヨノ新道出来セル上ハ、東山名所見物ノ便宜至極ハ更ナリ。粟田以東ヨリ丸山下河原清水寺等エノ往来六七丁ノ近道ヲ得タリ。

○同日療病院開業ニ付、知恩院ニテ能狂言有リ。見物数千人中ニテ鬣ノ有人漸三人ヲ見出セリ。頭髮開化モ不日ニシテ余程進歩セリ。

という。以下、いくつかの項目に分けて検証しよう。

(1) 正門

挿図では仮療病院入口の門におびたしい数の人が詰めかけている様子が描かれる。川井氏はこの門を青蓮院の長屋門と断定し、その写真は「いつも創立記念号の巻頭を飾っている」と述べた。青蓮院の長屋門は門前のクスノキと相まって有名であるが、挿図の中ほどに描かれる建物がこれに該当する。しかし、挿図の手前にある門は別物であり、これこそ仮療病院の正門と呼ぶにふさわしい。

明治のはじめ、青蓮院には長屋門が2棟あった。1棟は現在の神宮道(もと応天門通)に西面して建てられていたが、同13年(1880)に取り払われた。翌年に境内の整備が計画されていたからである(『愛宕郡寺院明細帳』青蓮院。京都府立京都学・歴彩館蔵)。もう1棟は境内玄関付近に北面して建てられていた。古くは表長屋門といった。同26年(1893)9月の火災時も、表長屋門は焼失を免れ(「火災御届」。京都府行政文書『社寺明細帳異動綴』明26-52所収。京都府立京都学・歴彩館蔵)、現在に至る。

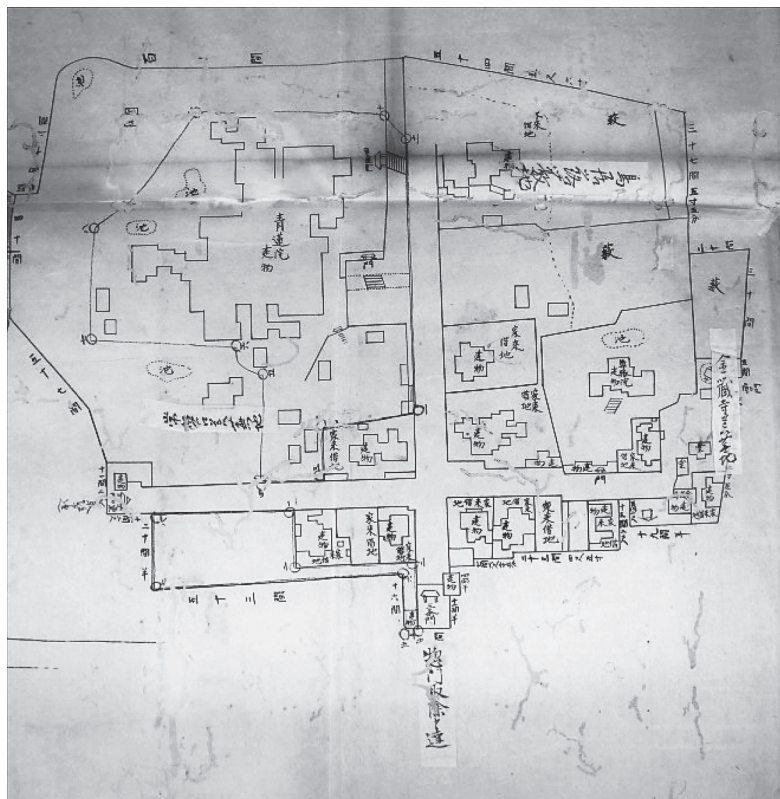
現在参詣者の入口となっている山門は位置も異なるし、比較的新しく設置されたもので、明治初期には存在せず対象外である。いずれにしても、挿図手前に見える門はこの場に現存しないことが判明した。

では、挿図手前に描かれた門は何か。当時の境内図を見ると、境内北端に三条門があった。

たとえば同5年作成『愛宕郡社寺境内外区別原図』青蓮院（京都府行政文書、明5-46。京都府立京都学・歴彩館蔵）に「三条門」が見える。現在の神宮道と三条通の交差から11間半南に奥まったところに建てられている。西脇には別棟の「建物」が見える。同24年（1891）10月の『青蓮院志稿』および『愛宕郡寺院明細帳』青蓮院（ともに京都府立京都学・歴彩館蔵）には三条門を「方二間」とし、次いで「全番所梁行二間、桁行四間半」と記す。この「建物」は番所であった。

『京都府名勝撮影帖一』（宮内庁書陵部図書寮文庫蔵）に載せる「仮療病院〔新設〕」の写真は、まさにこの三条門そのものである。様式は高麗門であった。番所や土塀、さらには奥の景観など、挿図とまったく矛盾するところがない。右の鏡柱には「仮療病院」の看板が掛けられており、三条門こそ挿図手前に描かれた仮療病院の正門だったのである。

本書は明石が同10年（1877）3月、明治天皇の京都行幸に際して、府知事榎村正



『愛宕郡社寺境内外区別原図』青蓮院（部分）



「仮療病院〔新設〕」(『京都府名勝撮影帖一』)

直を介して献上された。舎密局の受講生が制作したという(京都府立京都学・歴史館資料ガイド)。明石は多くの事業に取り組んだが、この写真にはひとときわ思い入れがあったことであろう。挿図では左手前に寄進札を掲げていた。残念ながら写真枠の関係で、その有無を確認することはできない。

写真をさらに分析しよう。まず、袖壁右端の柱に貼紙が見える。拡大すると「九月 日曜日 五日 十二日 十九日 二十六日」と墨書されていることが確認できた。仮療病院は日曜日などが休業であったので、それを知らせたものであろう。『京都府布令書』には、休業日の日曜日を記したものがある。曜日に慣れない人への通知である。明治初期の9月の日曜日で、これに該当するのは同8年(1875)である。写真はそこ撮影されたものであると断定できる。

左の鏡柱にも貼紙が見える。ガラス原版のため画質は荒く、解読は困難を極めるが、それでも拡大して見ると、一部判読できた。すなわち、

一、教師ノ診察（不明）午前第九字マテニ来院ス可シ。

一、当直医ノ診察（不明）午後第一字ヨリ第三字マテニ来院ス可シ。

但、大患急症ハ此限ニアラス。

要するに患者に向けて開院時間を知らせるものである（当時は時刻を～字と表記した）。不明部分を確認するには、当時の「療病院治療条則」を参考にすればよい。

治療条則は、開業直後に制定された。その第三章 教師診察時間に、

第二十三条 教師病者ヲ診察スルハ朝第九字ヨリ第十一字マテヲ限トス。因テ診察ヲコフモノハ朝第七字ヨリ第九字迄ニ来院ス可シ。此時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム。尤大患急病ハ此限ニアラス。何時ニテモ来院苦シカラス

というものであった。同時に出された教師課業表によれば、外来診察は月水金のみで、火木土や前後の時間は医学生への授業がおこなわれている。

京都療病院教師課業表 明治五年壬申十一月			
	自第八字至第九字	自第九字至第十一字	自第十一字至第一字
日曜日	休業	休業	休業
月曜日	受業入学生ノ総試業	外来病者診察	入院病者ヲ診察シ病理養生法ヲ医生ニ教授ス
火曜日	解剖学教授	切断術ヲ行フモシ之ナキトキハ「キリニッキ」其外ノ業ヲ教授	右同断
水曜日	解剖学教授	外来病者診察	右同断
木曜日	解剖学教授	産婆術・諸病看護法	右同断
金曜日	解剖学教授	外来病者診察	右同断
土曜日	解剖学教授	産科教授	右同断

なお、「日々朝第八字ヨリ第九字迄ハ初学生ニ教へ、第九字以後ハ進学生へ教授スルナリ」との注記がある。

翌年には時間割を改めて（「教科日課」とする）、午前7時から8時までを「教師ヨシケル氏講義」に充て、解剖学のほか産科や病理学を教えた。10時から12時は「学務掛受付」として文典（独逸）・会話書（独逸）・数学・究理学を学ぶようにしている（『京都府史 第一編 政治部衛生類』京都府立京都学・歴彩館蔵）。8時から10時までの間に外来診察などをこなしたのであろう。

さらに同7年4月、条則が改正された。第二章 教師診察時間に、

第十四条 教師病者ヲ診察スルハ朝第十時ヨリ第十二時迄ヲ限トス。因テ外来患者ノ診察ヲ乞フ者ハ朝第十時迄ニ来院スヘシ。此時間ヲ過レハ其日ノ診察ヲ止ム。尤大患急症ハ此限ニ非ス。何時ニテモ不苦。

となった。診察時間の変更に伴い課業表も見直されている。

京都療病院教師課業表 明治七年酉三月			
	自第九時至第十時	自第十時至第十二時	自第十二時至第一時
日曜日	休業	休業	休業
月曜日	解剖学	外来病者診察	施療病者キリニッキ・院内病者診察
火曜日	解剖学	外来病者診察・手術・手術講義	右同断
水曜日	解剖学	外来病者診察	右同断
木曜日	解剖学	外来病者診察・病理学・治療学・内科及外科	右同断
金曜日	解剖学	外来病者診察	右同断
土曜日	解剖学	外来病者診察・病理学・治療学・内科及外科	右同断

午前の授業を1時間遅らせて始めている。終了時刻は以前のままであり、3時限目を1時間に短縮した。授業内容も治療学・内科・外科が加わる一方で、産婆術・諸病看護法・産科が見えない。特に産科関係はヨンケルの得意とするところである。男性外国人医師への抵抗感から、患者があまり来なかったのであろうか。「外来病者診察」を火木土に入れていることも注意される。患者数の増加によるものであろう。

貼紙の第一項は改正された条則と一致するはずだが、時間が合わない。午前9時までに来院すべしとの部分は、むしろ改正前の条則によっている。あるいは訂正しないままになっていたのであろうか。

第二項は当直医に関するものであるが、いずれの条則にも当直医の診察については規定が見られない。改正条則における当直医の任務は、ア) 患者を教師ヨンケルに引き渡す、イ) ヨンケルが書いたカルテを和訳して患者に渡す、ウ) カルテ記載の薬服用法を患者に説明する、エ) 患者が入院するときは、その手続きなどをおこなう、といったものであった。現在では病院事務職の仕事に類する内容である。ただ、第一章 治療ヲ乞フ順序のうち、第一条の但し書きに「当直医ノ診察ヲ乞フ者モ右同断」とある

のが注目される。これは開業直後の条則にはなかった条文である。つまり、当初はヨンケルのみ診察であったが、改正後は当直医も診察を担当するようになったということである。さらに第三章 当院休暇の中で第十九条に付して「右ノ外、臨時休暇ノ日モ当直医ハ常ニ在院スルコトニ付、急病或ハ大患アルトキハ何日ニテモ申来ルヘシ」との一文もある。こちらは改正前の条則にも見られる。

条則には当直医の診察について、具体的に定めるところがない。そもそも条則はヨンケルの求めに応じて作成されたものであり、ヨンケルに関しての規定であった。当直医の診察についてくわしく触れないのも、けだし当然といえよう。実状は貼紙のごとく、午後の2時間を割り当てていたことが判明したのである。

当直医は有数の医師が集められた。ヨンケルの補助をしながら、最新のドイツ医学を学び、診療に生かしていたものと思われる。それが明石の意図するところであり、京都の医学水準を高めたのである。

さて、前掲『愛宕郡社寺境内外区別原図』には、三条門に朱字で後代の書入れがあり「惣門取除申達」とある。もとより現在この場所に三条門は現存しない。のちに移築されたのである。「寄付状之写」（京都府行政文書『寺院宮繕』大13-50-2。京都府立京都学・歴彩館蔵）には、以下のように記される。

一、三条門 間口弐間、奥行弐間

但シ左右堀共

一、同門番所 間口四間半、奥行弐間

右貴院エ御寄付致候間、其筋之許可相成次第、何時ニテモ御引取可被下候、依テ寄付状、依テ如件

大正十三年弐月十五日

京都市上京区栗田口町

青蓮院門跡

中村勝契^印

妙法院門跡事務担当

奥田公昭殿

太田深澄殿

このように、三条門は番所とともに大正13年（1924）妙法院に寄付されたのである。現在の蓮華王院三十三間堂西門がそれである。次頁の写真（京都府立京都学・歴彩館



三十三間堂西門／黒川翠山撮影

が膨らんでいないので外したままのように思われる。左は2個に戻している。乳鉾は装飾であり、取り外しが可能である。

いずれにしても、栗田口青蓮院にあった仮療病院の正門（三条門）が現存していることは新たな発見であり、まことに喜ばしく意義深いといえよう。

(2) 標旗

さて、療病院入口門前には「ホラフ」つまり旗が立てられたという。挿図を見ても、門の両脇にたなびく旗が描かれる。厳密に言えば門前ではなく門内である。前掲『京都府名勝撮影帖一』の写真でも、ほぼ同じ位置に旗棒が確認できる。旗そのものが写っていないのが惜まれる。

向かって左は、いわゆる赤十字旗である。『京都療病院新聞』第1号にも記すところである。西洋諸国では病院に十字の標旗を用いているので、当病院でも掲げようとしたところ、十字旗はキリスト教でも用いるので不適切との意見が出た。しかし、レーマンがこれを否定して採用されたという。新聞には朱色を施した旗の絵を載せる。

ところが、赤十字ではなく、あえて黒十字にしたとの説がある。『京都医事衛生誌』

蔵)は移築間もないころの撮影である。

三十三間堂には現在の七条通あたりに西大門があった。しかし、帝国京都博物館(現在の京都国立博物館)建設に伴い撤去され、明治28年(1895)東寺南大門として移築された。南大門は同元年(1868)10月21日焼失していた。

なお、鏡柱には左右各2個の乳鉾が施されるが、仮療病院の時は看板および貼紙のため下の2個は取り外されていたと見られる。三十三間堂西門の時は、向かって右は上の乳鉾に乗せて看板を取り付けるが、下部

第169号（明治41年〈1908〉4月）に「療病院の懐旧談」と題する一文があり、「黒十字の徽章」と題して以下のように記す。

（前略）偕て病院の定紋即ち徽章は如何なものに定めたらよからうといふ問題を提出したところ、僧侶達も其所までは穿鑿して居らぬのでマサカ卍字を付けて呉れろと云ふ訳には行かぬと見え、然るべき様にとのことに、我輩は然らば泰西には慈善的の徴符に赤十字を用ふるの風があつて、赤十字の病院もありと聞く。遠からず我国にも赤十字事業なるものが起るだらう。故にこの病院の徽章には黒色の十字即ち黒十字を用ゐては如何との説を出すと、西洋好きの楨村氏等は成程それは面白からんとて直に賛成したので、我輩は然らば徽章は黒十字と定め、病院の名称は僧侶の主張通り「療」の字を加へんとの折衷論を出したので、急進、保守の両派共異存なく衆議一決して問題は解決を告げた。左れば「療」の字と黒十字の符は病院草創者の特に懇請した紀念で、今も尚ほこれを使用して居るのである。

同様の趣旨は、明石の次男厚明が編纂した『静瀾翁略伝』（明石厚明、1916年）にも記される。田中緑紅氏はこれらをうけて「療病院新聞一号には赤十字の木版が入つてゐるが最初は黒十字で後に赤十字にしたものかと考へられる」と述べている（同『明治文化と明石博高翁』明石博高翁顕彰会、1942年）。

『京都療病院新聞』は開業後ほどなくして発刊されたものである。発刊当時も旗は掲揚されていたはずであるから、虚偽を掲載するわけにはいかない。『京都新報』の挿図でも、十字は白抜きになっている。黒十字ならば塗りつぶすであろう。赤十字は慈善の象徴であり、間もなく日本でも赤十字事業が起こるといふのであれば、あえて変更する必要はなかろう。また、なぜ赤を黒にしたのか理由を明らかにしていない。その後も療病院で黒十字を使用した例はない。明石は同13年7月の療病院・医学校新築移転式における挨拶でも、仮療病院の開業を同5年8月と誤っている。懐旧談が掲載されたのは、明石が亡くなる2年前の70歳であった。記憶があいまいであったとしても、やむをえない。

黒十字はプロイセンの紋章であり、黒十字から派生した鉄十字は戦功者への勲章として名高い。旗の掲揚が議論されたのはヨンケル到着後のことであるから、彼の意見を反映しているのであろう。治療条則の制定といい、ヨンケルは病院運営に対して相当主体的に関与している。明石とヨンケルが相談する中で、赤か黒かという話が出た

のかもしれない。明石がヨンケルに配慮して黒十字を提案したところ、ヨンケルが療病院の趣旨から赤十字を主張したのではなかろうか。その記憶が勘違いを引き起こしたと考えられる。

向かって右の旗は、いわゆる垂直三分旗である。川井氏はこれを「三色の仏教旗」と考えた。木版のため、六筋有色の旗を省略して縦三筋にしたというのである。しかし、いわゆる六色仏旗は1885年にスリランカで制定されたもので、日本に紹介されたのは同22年(1889)であった。したがって、この説は当たらない。

前述の赤十字旗と合わせて2基の旗に関しては、次の一文が参考になる。

是ヨリ先キ院吏、方サニ開院ニ瀕スルヲ以テ、本院標掲ノ徽章ヲ図擬シ、客月十四日、之レヲ申議ス。本府批シテ之レニ従カフ。其中且ツ批ニ曰ク、
 当院標旗之儀、別紙図面之通、万国普通療病院旗章一基并当府標旗壹基、都合二基当院門前ニ建當有之度奉伺候（後略）

壬申（明治五年）十月十四日

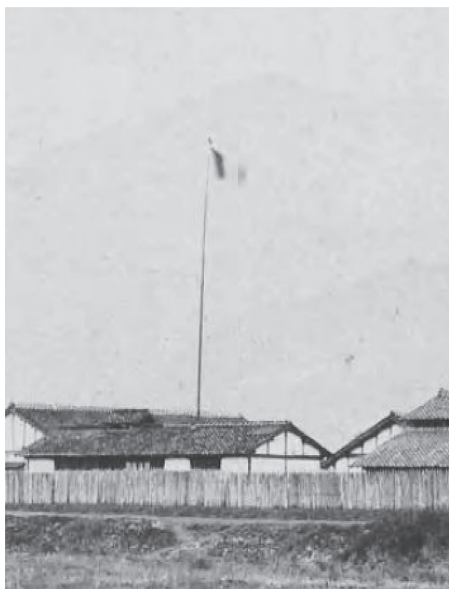
療病院

（『京都府史 第一編 政治部衛生類』京都府立京都学・歴彩館蔵）

院吏すなわち明石が定めたという「万国普通療病院旗」とは赤十字旗のことである。もし黒十字ならば、この表現はとらないであろう。「当府標旗」が垂直三分旗を指すことは明白である。右の旗は仏旗ではなく、京都府の標旗だったのである。挿図では三筋を白抜きで描くが、すべて同色だったわけではなく三色旗だったはずである。文中「別紙図面之通」というが、末尾に「別紙図面今略之」としているので参考にしようがない。京都府布令書をはじめ関係資料に当たったが、残念ながら府が標旗を制定したとの文献を確認することはできなかった。

しかし、『京都府名勝撮影帖 一』に載せる「牧畜場〔新設〕」の写真に垂直三分旗を見出すことができた。牧畜場は同2年(1869)2月、府が鴨東に設置した施設である。ここに掲げる旗となれば、府の標旗以外にありえない。ただ、モノクロ写真のため色までは不明であるが、中央が白く両端が有色の三色旗であることは間違いない。

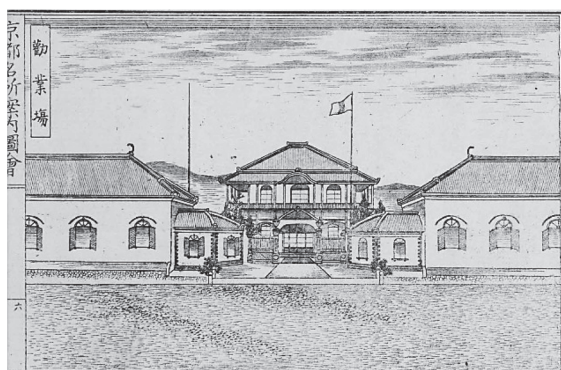
また、府が同4年に設けた「勸業場」（河原町通二条下ル）の写真（東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫蔵）にも、門右脇に垂直三分旗がたなびいている。やはりモノクロ写真であるので、色は確認できない。遠藤茂平編『京都名所案内図会』（正宝堂、1881年）も「勸業場」の銅版画を載せ、旗も鮮明に描く。しかし、こちらは三筋の両端が白く中央が黒くなっている。原版作



「牧畜場〔新設〕」
（『京都府名勝撮影帖一』）



「勸業場」



「勸業場」（『京都名所案内図会』）

成時の単純ミスであろう。

さらにスコットランドから来日したマクラウド（Nicholas McLeod）が1878年に京都で出版した『日本古代史の要約による図』における「西京勸業場」を見れば、白無地の旗に「勸業場」と記されている（国際日本文化研究センターDB「外像」による）。旗が変更された可能性を否定できないが、外壁などに大きな違いが認められるので、やはり信憑性の点で写真に勝るとは思えない。

三色旗ということで想起されるのは、ドイツの国旗であろう。1871年に統一されたドイツ帝国は、水平三分旗を国旗とした。上から順に黒・白・赤である。これは帝国の母体となった北ドイツ連邦の旗を引き継いだもので、プロイセン王家の象徴である黒・白とハンザ同盟都市の商旗である白・赤を組み合わせたと言われている。赤十字旗と同様、府標旗もヨンケルやレーマンの意見を取り入れていると思われる。ドイツ医学を標榜する上で、ドイツ国旗を参考にしたことは十分に考えられることである。

ただし、ドイツ国旗そのままとはいかないので、水平三分旗を垂直三分旗にしたのではあるまいか。横文字のドイツ語を縦書きの日本語に翻訳するかのごとく改め、もって府の標旗にしたと思われる。したがって、三色は旗棒に近いところから順に黒・白・赤であったと考えたい。上の写真でも両端に濃淡がある。

牧畜場や勸業場は仮療病院よりも前に開業されたが、旗の掲揚は開業時からとは限らない。事実『京都府名勝撮影帖 一』の「勸業場〔新設〕」の写真を見ると、旗棒はあるものの旗は取り付けられていない。牧畜場は当初ドイツ人ジョンソンが指導に当たったので、のち掲揚したのであろう。

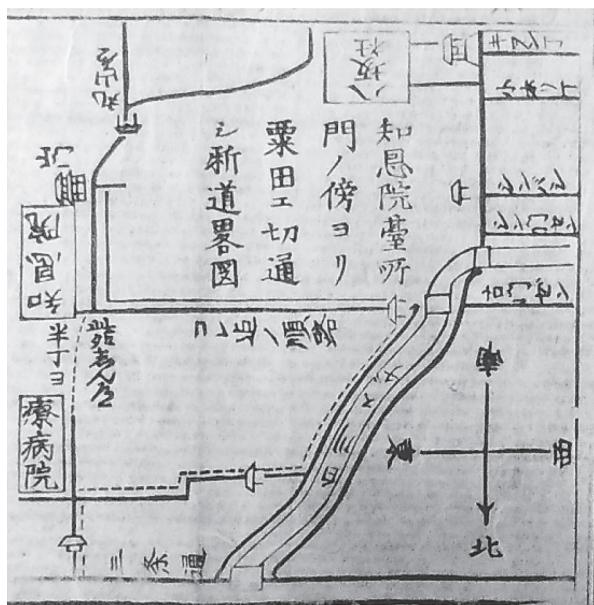
参考までに他の府施設の古写真を見てみると、旗が写り込んでいるものは確認できなかった。中には旗棒らしきものはあっても、近景のため旗まで写っていなかった。絵画では森寛斎筆「京都新名所四季図屏風」（明治6年〈1873〉、京都府蔵、京都文化博物館管理）に集書院（三条通東洞院東入）が描かれている。門の脇に旗が掲揚されているが、水平二分旗で上が赤色、下が白色になっている。赤色の部分には「集書院」の文字が見えるので、独自の標旗である。

これより先の同5年4月、村上勘兵衛らを惣代とする民間の集書会社（東洞院通御池下ル）が開設された。入り口には「ホラフ」1本を立てるよう申し出ている。同年5月発行の『京都新聞』第28号には建物正面図が掲載され、縁取りの中に「Library 集書会社」と記された旗が描かれる。この事業に触発されて、府は集書院開設の動きを活発化させ、翌年5月には営業を始めている（多田健次『京都集書院—福沢諭吉と京都人脈—』玉川大学出版部、1998年）。維持運営は集書会社に委託されたので、旗もまた同様のものが立てられたのであろう。集書院が府の施設でありながら、府の標旗を用いなかったのはこうした事情によると思われる。

なお、藤田哲也氏も一方が赤十字旗であると論じているが、府の標旗については一切言及していない。さらに赤十字旗の位置について「青蓮院で山内の右側の階段を上がってもらいと、正門の傍らに碑が立っています。かつて、そここのところに旗竿を立てて、赤十字の旗を翩翩（へんぽん）と翻した」と述べている（「京都から全国へ伝播した西洋医学の衝撃波—明治維新と日本近代医学のビッグバン—」『パストゥール通信』2014年新春号、2014年1月）。文脈から「正門の傍らに碑」というのは、長屋門近くの療病院碑を指しているのであろう。長屋門を正門と呼ぶのは適切ではなく、そこに旗が立てられたというのも誤認といわざるを得ない。

(3) 新道

記事では「今般療病院ノ西門ヨリ知恩院山内へ新道ヲ開カレ、本日ヨリ往還トナリタリ」と述べ、療病院開業に際して道路工事がなされたことを伝えている。そして、改めて新道略図を掲げた（中野操氏は『八十年史』でこの図を引用したが、内容に関しては一切言及していない）。これを見ると、現在の神宮道は青蓮院の西側あたりで途切れていたのである。知恩院台所門（現在の北門）西側までの半丁余（約 60 メートル）が新しく作られた。「此処しん（新）道」と注記する。療病院正門である三条門も見える。



『京都新報』明治 5 年 11 月 11 日付（第 23 号）

記事では「療病院ノ西門」との表現も注意される。西門とは青蓮院境内西側の南端に位置する四脚門（御幸門）であろう。現在でも四脚門と神宮道をつなぐ石段が北寄りの斜めになっているのは、三条通方面との出入のみを想定するとともに、石段下あたりで道が閉ざされていたからと思われる。

新道開通については、京都府行政文書『道路事件』明 5 - 85（京都府立京都学・歴史館蔵）に以下の文書が収められており立証できる。

新道開通見込之伺

今般粟田口青蓮院_江療病院御設_{二付而}者、修繕之ケ所不日落成_{二可相成}、然_ル處、同所ハ三条通一方之出入_{二而}南方ヨリ之通路無之、諸人通行不弁_{二付}、実地粗見分致候處、青蓮院門前より南_江新道を開き候得者、智（知）恩院塔中良照（正）院境内空地之場所_{二相当り}、表通ハ同院北之黒門前見張番所辺_{二相成}、此番所ハ無用之物_{二存候付}、撤却為致、境内纔之地所上地いたし候得者、最安く新路開通、諸人往行弁宜_与存候間、御序之砌、一応御高臨被為在可然被思召候ハ、猶取調可申上_与奉存候事

壬申（明治五年）十月

土木課⑩

栗田口青蓮院において療病院開設に向けての修繕が間もなく落成するというから、同5年10月17日の少し前にこの「伺」は出された。開設準備の一環として新道敷設が計画されたことは明らかである。『京都療病院新聞』第1号にも、

栗田旧宮邸ノ南鄰ハ知恩院ナリ。中ニ竹林アリテ三条通ヨリ白河ニ沿テ南シ、古門前ヨリ入ルニ非レバ至ル能ハズ。今回コノ旧宮邸ヲ以テ仮ニ療病院トナン、開業前一日遽ニ竹ヲ伐リ道ヲ作ル。人ノカヲ用フル六十人、其間四十間バカリ一日ヲ以テ成ル。是ニ於テ往来相通ジ、人以テ便トス。

と述べ、開業前のある日、60人がわずか1日で竹林を切り開いたと伝えている。ここでは「四十間バカリ」というから、70メートル余となる。新道略図と少々食い違いが、ともに目測であろう。ただ、記者は竹林が知恩院境内であると認識しているが、誤りである。前掲『愛宕郡社寺境内外区別原図』を見れば四脚門の西向かいあたりは鳥居小路家（青蓮院の坊官）の藪地が広がっており、道が塞がれていることを確認できる。鳥居小路家は、同3年までこの地にいたが、すでに改易転退していたので（『京都坊目誌』上京第廿七学区〈栗田口町〉之部）、工事に支障はなかったと思われる。

なお、藤田哲也氏は前掲論文で工事が開業「前日」になされたと解釈しているが、資料にはそのように書かれていない。「一」を読み飛ばしたのであろう。「開業前一日」の「一日」は「いちじつ」と読むべきで、ここではある日という意味である。具体的な日は特定できないが、開業間近の急な工事であった。

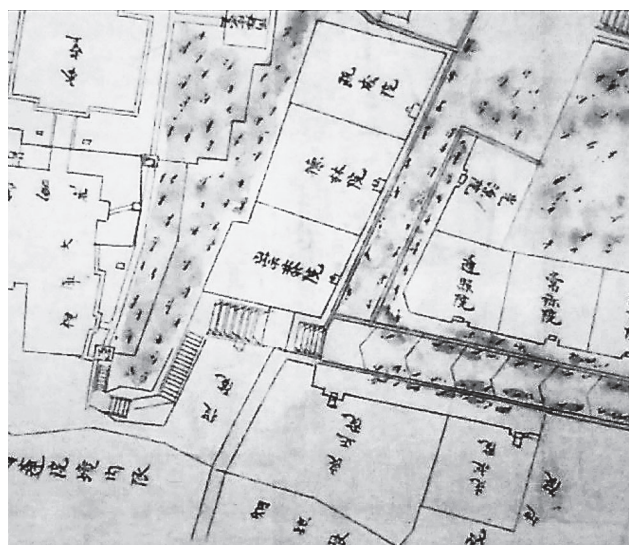
当時は東海道の名残もあって、三条通が正面であった。すでに江戸時代中期には三条通に面した門があった（白石克『元禄京都洛中大絵図』勉誠社、1987年）。現在の神宮道西側には別院の尊勝院（大正4年〈1914〉現在地に移築）があり、青蓮院門主は尊勝院住職を兼ねていた。また、金蔵寺（明治4年廃寺）や多くの「家来借地」などもあった。今から見ればやや偏った位置に三条門は建てられているようだが、もとは境内北端のほぼ中心だったのである。これらを考えると、三条門を療病院正門とすることは、けだし当然である。三条通以南の道は街路ではなく、境内の参道であった。三条通以北の神宮道（応天門通）は、同28年の第4回内国勸業博覧会後に整備された道である（京都市編『岡崎公園沿革史』同市、1997年）。三条通を北上することを想定したものであって、縮尺模造された応天門と三条門をつなぐ道であった。

患者らは三条門を通して境内に入り、表長屋門を通して診察室などのある宸殿に向

かったと思われる。しかし、南方から来る人は、知恩院前から白川筋に迂回しなければならなかった。新道開通によって利便性が高まることは言うまでもない。たびたび記事に出ていた知恩院での歌舞・猿楽見物のため、移動しやすいよう配慮したことも要因であろう。また、三条通から東山の名所見物に出かけるにも便利になったと記している。知恩院から円山・祇園を経て高台寺・清水寺へと続く道筋となる。観光に一役買ったと言ってよい。

知恩院塔頭良正院は、黒門の北西にある。その敷地の一部（東側）を買上げるとともに黒門前の番所を撤去すれば安上がりという。現在この道はなめらかな曲線を描いて黒門前に達しているが、これは当初の状態ではなかった。

同 8～15 年（1875～82）に作成された「下京区林下町知恩院境内外区別実測図」（京都府行政文書『下京区社寺境内外区別図』京都府立京都学・歴彩館蔵）によれば、新道は良正院と役院との間を走り、黒門および門前の石段で突き当り、西に折れて石段の北脇の細道を通って良正院門前に至っている。



下京区林下町知恩院境内外区別実測図

同 17 年（1884）10 月 6 日作成の「知恩院全境内建物方位縮図」（『下京寺院明細帳』知恩院。京都府立京都学・歴彩館蔵）および同 16～18 年（1883～85）作成の「下京区第拾五組林下町知恩院境内外区別実測図」（京都府行政文書『下京区社寺境内外区別図面』京都府立京都学・歴彩館蔵）でもほぼ同様であるが、良正院門前に番所が加わったので、往来するにはここを通る必要があった。改めて新道略図をよく見ると、新道を表す破線は黒門から総門（古門）に至る参道で一旦突き当たっていることが確認できる。明治期の古写真「知恩院黒門通」（矢野家写真資料 49。京都府立京都学・歴彩館蔵）は、黒門から総門を向いて撮影されたものだが、画面右端にわずかながら建物の底の一部が写っている。前掲『日本古代史の要約による図』の「洛東華頂山知恩院細図」にも良正院前に小屋

が見える。これが番所であろう。

したがって、通り抜けられるようになって便利になったとはいえ、少々制限されたものであった。やがて同 27 年（1894）に高塚などを新設して一層整備している（京都府行政文書『常置委員諮問及報告』明 27 - 34。京都府立京都学・歴彩館蔵）ので、おそらくこの時、より便宜を図るため一直線にしたのであろう。昭和 26 年（1951）の「京都市明細図」や同 28 年（1953）の「都市計画図」を見ると、役院前の道はなお残存している。現在役院のあたりは知恩院史料編纂所になっている。これは同 45 年（1970）に浄土宗開宗 800 年記念事業として新設された。この時整備されたと思われる。

以上を整理すると、正確には青蓮院四脚門前から知恩院黒門前までの間、旧鳥居小路家の竹藪の一部を切り開き、知恩院塔頭良正院敷地の空気を整備して新道としたのであった。「伺」にも新道（ここでは竹藪部分）を開けば良正院境内空地に突き当たると述べている。『京都療病院新聞』記者は、両者を混同して知恩院の竹林と書いたのである。地図などから判断すると、竹藪は新道全体のおよそ三分の一程度であった。20メートル余りであり、空地はさほど手間がかからない。これなら 1 日で完成させることも可能であろう。

知恩院は同 5 年 9 月、小方丈・集会堂を療病院御用所として府に貸与するとともに 700 両を献金した（藪内彦瑞編『知恩院史』同院、1937 年）。小方丈は桁行 12 間半・梁間 10 間 2 尺の建物で 6 室からなる。集会堂は千畳敷と言われる大堂で、同年 3 月 10 日から 80 日間にわたり第 1 回京都博覧会の会場にもなった。用向きが何であったかは不明だが、仮療病院開業の一助となったことは確かである。また、同 6 年 3 月 12 日には良正院および隣接する先求院は、南禅寺方丈とともに、療病院非常手当所となった（『京都府史 第一編 政治部衛生類』および『京都府史 第一編 政治部戸口類提要 民俗類提要 衛生類提要』京都府立京都学・歴彩館蔵）。至近の寺が選ばれたのであるが、それぞれの塔頭ないし建物を充てるかは各寺に任せた結果である。余興の場が知恩院であったことを想起する時、仮療病院の開業および運営に協力したのは青蓮院だけではなく、知恩院の寄与するところ大であったことを付記しておきたい。

さて「伺」（罫紙）の枠外余白には「療病院ハいつれ新_レ建築之積リニテ、夫迄ハ金之不入事、新聞_レ候也」と記す。新たな情報として、仮療病院がいずれかに新築移転することを書き加えたと思われる。もとより移転が予定されていたことは、その場所や名称からも明らかであろう。ただし、移転先はまだ決まっていなかったように読める。

「仮」である間には対応できる患者数も限られ多くの収益が見込めないなので、節約に努めなければならない。「最安く新路開通」とは、そうした意識から出た言葉であろう。なお、梶井町への移転問題については、別稿を予定している。

仮療病院の開業にあたって、三条門から南下する境内通路を延長して知恩院門前、さらには東山まで貫通させたことは、これまであまり指摘されたことがなかった。あくまで寺の敷地、つまり私道によって往来を可能にした点も評価されるべきであろう。岡崎公園整備後、この英断が益するところ一層大となったのである。

(4) 群集

開業式当日の混雑ぶりは挿図からでも十分伝わるが、記事でも言葉を尽くしてその様子を紹介している。土埃で天がかすむほどであったというのも、あながち誇張とは言い切れない。数千人に及んだという群集は、むしろ余興の見物が目的であったかのようである。「療病院開業当日ノ次第」によれば、寄進者はもとより献金をしなかった者でも入場券を買えば自由に来観できた。

門前の寄進札がいつまで掲げられていたかは不明である。『京都府名勝撮影帖 一』の写真でも、石段下あたりで画面が切れているため確認できない。寄進札の掲示は社寺では一般的なことであり、その習慣に基づいたのであろう。寄進者への顕彰と新たな寄進への誘導の意味がある。梶井町に移転するまでの間、撤去されなかったと考えてよい。

数千人に及ぶ群集の中で、鬘を結っているのはわずかに3人であったという。参加者は頭髮と相まって、いよいよ西洋文明の時代が到来したことを実感するのである。

続編は11月13日付(第24号)に載せる。

○療病院開業ノ御式拝見セント蝸集セル男女貴賤ハサスカニ広キ青蓮院・知恩院ノ間ニ充滿セリ。ヤカテ御式始マラントシテ雅楽ノ音、朝霞ト共ニ調フヲ聞キ、吾先ニ進テ其御式ヲ拝見セント諸人競テ昇堂ス。数十ノ邏卒其雑踏ヲ制セントテ喝シ鎮ムレトモ、其勢中々制シ止ム可カラス。乍(たちま)チ御下知有テ制止スル事ナカラシメ、土足ノ俣昇堂ヲ許シ給フ。是ニ於テ諸人下駄草履等ノ俣、院内立錫ノ際モナク昇堂シテ、則チ参事様ノ読知教師ヨンケル氏ノ演説ヲ始メ、当日ノ御式ヲ自由ニ拝見スル事ヲ得、各自得シテ退散セリ。

群集は数十人もの警官の制止を振り切り堂舎に上がろうとした。やむなく制止する

ことを止めたので、土足のまま上がりヨンケルの演説などを自由に見学したという。これも西洋風の一端と言えようか。

まとめ

本稿では粟田口仮療病院開業式の外観をめぐって、川井銀之助氏の所説に導かれながら史実の再検討を図った。改めて見出した『京都新報』を主軸に諸資料を勘案すると、数十年間無批判に受け入れられてきた旧説の修正が必要となった。仮療病院の正門には青蓮院の三条門を充てたこと、正門は大正末年三十三間堂に移築され、その西門として現存すること、正門の両脇には赤十字旗と京都府の標旗が立てられたこと、南方からの通院に便利であるように境内参道を貫通させたこと、仮療病院の開業は医学の近代化と京都の観光化に大きく寄与したこと、などを指摘することができた。【療病仮院開業群詣之図】は、簡略ながら実態を正確に描いたものであった。【知恩院台所門ノ傍ヨリ粟田エ切通シ新道畧図】は、療病院が発信した資料では知りえなかった事実を伝えている。『京都新報』は療病院の歴史を語るうえできわめて重要な資料と言えよう。ただ、内観については記述がなく、別に考察が必要であろう。

『京都新報』11月1日付（第18号）によれば、この日は新暦12月1日に当たり日曜日であった。そして、「本日晴 寒暖計四十九度」と記す。気温は華氏表記だから、摂氏では9.4度になる。寸法は毎号まちまちだが、およそタテ29×ヨコ40センチ前後、1部の定価は1銭5厘であった。そば1杯が0.5銭～1銭の時代であったので、現在では1000円位の感覚であろう。

川井氏はヨンケルの宿舎に関して、現地で聞き取り調査をするなど精緻な考証をおこなっており、その点は色あせることがない。宿舎近くと思しき場所、御池大橋西詰北側に建てられた「療病院址」の石碑は、川井氏の筆になる。余談ながら、川井氏は本学教授を定年退職後、自宅で胃腸科の医院を開業された。北野天満宮の社人でもあった川井家の邸宅は、室町時代に起源を持ち、江戸時代中期・後期に改造されている。町家建築として貴重な遺構であった。しかし、平成30年（2018）8月、惜しくも解体されて、現在は更地になっている。やむを得ない事情があったことと思うが、遺憾の極みである。

*本論文に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。